令和３年２月９日

学校医各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
学校保健担当理事　木村　耕三

## 国の緊急事態宣言延長に伴う県立学校における感染症対策の徹底について（周知）

標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

---

神奈川県医師会
会長　菊岡正和
（公印省略）

国の緊急事態宣言延長に伴う県立学校における感染症対策の徹底について
（周知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長から通知がありました。

神奈川県教育委員会では、文部科学省から令和３年２月３日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）」の通知が発出されたことを受け、別紙写しのとおり各県立学校長宛てに通知したとのことです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、学校医の先生方にご周知くださいますようお願い申し上げます。

また、参考資料として１～２も添付されてまいりましたので、併せてご参照くださいますようお願い申し上げます。

事務担当
保険医療学術課　堀金
TEL:045-241-7000/FAX045-241-1464
E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp

**２月２日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。**

事　務　連　絡
令和３年２月３日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）

２月２日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の変更が行われました。

今般の対処方針の変更により、緊急事態措置の対象とすべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の 10 都府県とされ、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年３月７日まで延長することとされました。変更後の対処方針及び学校の取扱いに係る記載は下記のとおりです。都道府県教育委員会等におかれては、基本的対処方針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

（変更後の対処方針）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030202.pdf

（学校の取扱いに係る記載）
三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項
（３）まん延防止
５）学校等の取扱い
① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

＜本件連絡先＞
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課 03−5253−4111(内2918)

神奈川県教育委員会
保 体
第 2021.2.-3 号
収受印

参考資料１

高第4056号
令和３年２月２日

各県立高等学校長　様
各県立中等教育学校長　様

教　育　長

国における緊急事態宣言延長に伴う県立高等学校等における教育活動について（通知）

このことについて、令和３年１月７日付け教育長通知により、国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動についてお示ししたところです。

この度、令和３年２月２日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、10都府県を対象区域とする国の緊急事態宣言が、令和３年３月７日まで延長されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、別添写しのとおり知事から要請がありました。

ついては、この要請を受け、県教育委員会としては次のとおり令和３年１月７日付け通知の内容により引き続き対応することとします。

また、緊急事態宣言の延長された期間内に卒業式を予定している学校もあることから、実施に当たっては、令和３年１月27日付け高校教育課長通知の内容により対応することとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況や国の動向等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

**【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】**

※キを除き、令和３年１月７日付け通知に記載した基本的な対応を再掲。

ア　本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

イ　生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

ウ　登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

エ　朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×６コマ、定時制課程は40分×４コマでの授業実施を基本とする。

オ　今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように校長は、カリキュラム等の検討を進める。

カ　感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。

キ　卒業式については、感染防止対策を講じて実施する。実施に当たっては、令和３年１月27日付け高校教育課長通知で示した今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項を踏まえること。

ク　部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週３回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。

大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、校長は県教委と協議する。

ケ　修学旅行等については、延期又は中止する。

コ　入学者選抜については、感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

**【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る具体的な対応】**

※「４　学校行事の実施における留意事項について」の最後の項を除き、令和３年１月７日付け通知に記載した具体的な対応を再掲。

１　感染防止対策の徹底について

○　令和２年12月11日付け保体第2457号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、特に次の点に留意して感染防止対策の徹底を図ること。

ア　多くの生徒が触れる可能性のある共用部分の消毒などをはじめとした、感染防止対策に引き続き取り組むこと。

イ　登校時の生徒の健康観察の確認を徹底すること。

ウ　学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とする。

エ　放課後の活動等は最小限の範囲とし、下校時における公共交通機関の混雑をできるだけ避けることができるよう、生徒の完全下校時刻を前倒しして設定すること。

○　学校教育を継続させるため、校内における感染拡大防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。

ア　生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・３密の回避）を実施するよう指導すること。

イ　毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。

ウ　冬季でも暖かい服装を心がけることや、換気の工夫等により、可能な限り常時換気に努めること。

エ　特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸による手洗いを徹底すること。

オ　昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

カ　登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと。

○　県立高校で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

2　学習活動における留意事項について

○　緊急事態宣言期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。

ア　授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。

イ　発表や意見交換を伴う活動は、ＩＣＴ機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。

ウ　生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わないこと。ただし、近距離で対面とならない形で行う学習活動についてはこの限りではないこと。

エ　対面とはならない形でペアワーク等を行う場合は、ペア等を組む相手を固定すること。

オ　授業における外部人材（部活動インストラクター、ＡＬＴを除く）の活用は控えること。

カ　授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙１に基づき適切に取り扱うこと。

キ　今後の感染状況により「分散登校」に移行することも想定し、対面による授業とオンラインによる学習を併用することができるよう、各学校において準備を進めておくこと。

3　生徒の主体的な活動における留意事項について

○　生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう生徒を指導すること。

ア　生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（マスク着用、換気、身体的距離の確保）を徹底するとともに、校内放送やＩＣＴの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。

イ　部活動は、校内における平日の放課後のみの活動とし、実施に当たっては、１日当たり90分程度、週当たり３日を上限とすることや、感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は行わないことなど、別紙２に基づき適切に取り扱うこと。

4　学校行事の実施における留意事項について

○　学年・年次を超えて生徒を集合させる学校行事等は延期又は中止とすること。全校生徒を対象にした学校行事等を行う必要がある場合には、校内放送やＩＣＴを活用して教室で実施するなどの工夫を行うこと。

○　修学旅行は実施せず、延期又は中止とすること。

○　学年・年次単位以上の規模で、校外（敷地外）で実施する学校行事は実施せず、延期又は中止とすること。

○　合唱コンクール等の歌唱を行う学校行事は延期又は中止とすること。
○　学年・年次の単位を超えない規模での学習成果発表会を校内で行うことは可能とする。実施に当たっては、ＩＣＴの活用を含め、感染防止対策を徹底すること。
○　卒業式については、令和３年１月27日付け高校教育課長通知に示した今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項を踏まえること。

５　感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について
○　感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
○　感染が拡大していることへの不安から登校を控える生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、ＩＣＴを活用して教室で行う授業を、同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。

６　いじめ、偏見、差別等の防止について
○　生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

７　ＰＴＡ活動について
○　ＰＴＡ活動については、ＰＴＡ役員等とよく話し合って、必要最小限の活動に留めること。また活動する場合は、感染防止対策を十分に講じて行うこと。

８　学校施設開放について
○　県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、不要不急の外出、特に夜間の外出を自粛する必要性を踏まえ、夜間（19時以降）における利用は中止とする。夜間利用の中止期間は、令和３年１月８日（金）から緊急事態宣言期間中とする。

９　入学者選抜の実施に向けた教職員の健康管理及び感染防止対策の徹底について
○　今後の入学者選抜の適正な実施に向け、業務に従事する教職員等の健康管理に万全を期すとともに、職員室等における感染防止対策の徹底に改めて取り組むこと。
○　検査会場となる教室等の感染防止対策等について改めて点検すること。
○　学校説明会や学校見学会を実施する場合は、令和２年７月17日付け高第2602号高校教育課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドラインについて」を踏まえ、参加者を事前に把握して当日の体温や健康状態を把握すること。また、説明会の実施に当たっては、参加人数を制限し座席の間隔を広くとる、時間を短縮する、校舎内等において生徒と中学生が直に接する場面を避ける、入口に消毒液を設置する、参加者にマスクの着用を求めるなど、感染防止に万全の措置を講じること。

問合せ先

【学習活動に関することについて】

高校教育課

教育課程指導グループ　小野、横谷

電話(045)210-8260（直通）

【部活動（運動部）に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ　桐原、小松

電話(045)210-8312（直通）

【部活動（文化部）に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ　櫻井、小原

電話(045)210-8254（直通）

【いじめ、偏見、差別等の防止に関することについて】

学校支援課

県立学校生徒指導グループ　齋藤、石川

電話(045)210-8295（直通）

【ＰＴＡ活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ　櫻木、大村

電話(045)210-8347（直通）

【学校施設開放に関することについて】

企画推進グループ　貝戸、比留間

電話(045)210-8342（直通）